

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、令和8年5月22日全日赤大阪赤十字病院労働組合執行委員長成松ルミから、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

令和8年5月28日

大阪府知事 吉村 洋文

1 事件

夏期一時金等の要求に関する件

2 日時

令和8年6月4日から本問題の解決に至るまでの期間

3 場所

大阪市天王寺区筆ヶ崎町5番30号日本赤十字社大阪赤十字病院及び日本赤十字社大阪赤十字病院附属大手前整肢学園内において、全日赤大阪赤十字病院労働組合の組合員が従事する全職場

4 概要

救急外来患者及び入院中の重症患者用保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、その他の争議行為を実施する。